聖 籠 町 循 バ ス \mathcal{O} 設 置 及 び 管 理 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O}

一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十九日

聖籠町長

聖籠町規則第六号

籠 町 循 環 バ ス \mathcal{O} 設 置 及 U 管 理 12 関 す る 条 例 施 行 規

則の一部を改正する規則

改 平 聖 正 す 成 籠 る 町 兀 循 年 聖 バ 籠 ス 町 \mathcal{O} 規 設 則 置 第 及 三 75 + 理 号 に $\overline{}$ 関 \mathcal{O} す る 部 を 例 次 施 \mathcal{O} 行 規 則

号 改 8 \mathcal{O} 第 次 同 条 次 第 項 \mathcal{O} 第 五 項 号 号 第 を を 加 第 号 え 七 及 る 号 てバ 第 三 号 第 中 几 号 介 を 護 第 五 を 号 لح 介 助 同 に

六 小 学 藤 寄 校 通 旭 学 ケ 丘 る 及 び 大 年 夫 生 区 生 住 所 を 有 蓮 野

第 八 条 第 項 第 \equiv 号 \mathcal{O} 次 \mathcal{O} 号 を 加 え る

兀 精 神 障 害 者 保 健 福 手 \mathcal{O} 交 付 を 受 け 7 11 る 者 及 び

外出時に常時介助をするその介助者

兀 \mathcal{O} 号 同 第 項 項 八 ま を 第 条 で 五 第 \sqsubseteq 号 え 兀 に る 項 ` に 中 介 改 護 第 8 を 号 同 及 項 び を 第 第 助 三 五 号 項 に لح \neg を 同 項 第 同 第 項 兀 号 \mathcal{O} 号 次 カ 12 5 次 を 第

6 11 IJ 通 た 第 学 者 用 ス 項 は 工 通 規 を コ 定 学 返 3 還 用 す る フ な \mathcal{O} 工 け 交 コ 付 n 3 パ ば を = ス な 受 フ 又 5 け IJ は な 工 者 コ で ス ? 又 = 免 は フ 除 工 要 コ 件 3 パ を = 欠 フ ス

8 第 第 項 第 别 第 記 号 三 第 項 カュ 号 ら 中 第 様 \neg 兀 式 号 \smile を ま で 12 \mathcal{O} 及 次 び に を 同 項 0 同 項 뭉 \mathcal{O} 第 場 に 六 係 合 号 12 る に お 係 に 1 る 改 7

 \mathcal{O} 記 免 第 除 次 に 兀 決 次 号 定 者 \mathcal{O} 様 式 に 項 対 を を 加 て 加 え え は る 工 コ 同 ? 項 = を フ 第 IJ 兀 項 パ と ス 通 学 同 条 用 第 別 項

2 12 第 規 七 前 定 号 項 す に に 規 規 る 者 定 定 す す る 対 る 者 者 7 に \mathcal{O} は 対 う 利 用 7 料 は 式 \mathcal{O} 利 半 用 額 料 カュ を \mathcal{O} 免 全 第 除 額 五 号 す を る ま 第 で 様 六 及 号 び

改 第 条 中 別 記 第 五. 号 様 式 を 別 記 第 六 号 様 式 式

に

改

 \otimes

る

0 項

第

九

条

第

中

別

記

第

兀

号

様

を

別

記

第

五.

号

 \otimes

る

	別	
_	記	別
5	第	記
0	五.	第
	号	五
	様	号
	式	様
	と	式
	L	を
	`	別
	別	記
	記	第
	第	六
	三	号
	号	様
	様	式
	式	に
	\mathcal{O}	`
	次	別
	に	記
	次	第
	\mathcal{O}	兀
	_	号
	様	様
	式	式
	を	を

Willersta											
			聖籠町循	環バス利。	用料免除	余申言	青書				
								平成	年	月	H
								1 754	'		
聖籠町長	様										
				住 所	:						
				電話番号							
				克加 						Ø	
											
		設置及び管	_	る条例施	行規則第	₹8≸	条第24	頁の規定に	こ基づき	、次	
<u>೧೯೩೮ % :</u>	利用料の鬼	,除を申請し									
			(住所)								
免除を受けよう		(氏名)									
とする者の氏名		氏名	(生年月日	∄)	年		月	日 生			
		(性別)	男・	女							
			1.第8	3 条第 1 項	第1号	要件	に該当				
			(75歳」	以上の者)							
		2.第8	3 条第 1 項	第2号	要件	に該当					
		(手帳の	の種類:	級、	介助	者:必	要とする	・しな	(r v s		
該 当 す る 免 除 要 件 ※ 該当する要件に○をつり て下さい		3. 第8条第1項第3号要件に該当									
	よる 62	る要件に○をつけ	(手帳の	の種類:	級、	介助	者:必	要とする	・した	(۱۷۶	
	する要件に		4. 第8	3条第1項	第4号	要件	に該当				
	て下さい		(介助者	旨:必要と	する・	· i	ない)				
			5.第8	条第1項第	6 号要件	ドに該	当				
			(藤寄、旭ヶ丘及び大夫興野地区に住所を有し、蓮野小学校に通学								
			する一	年生及びこ	二年生)						
		6.第8	条第7号要	件に該当	í						
			(町長カ	『認めた者)							
※ 1.第	8条第1項	第1号要件	: 75歳以上の)者							
第	8条第1項	第2号要件									
				54級の者立	並びに外	出時に	に常時介	・助を必要。	とする		
***		^~ - □ == //-	者及びその		1		ne		17		
	δ 来第 Ⅰ 垻	第3号要件									
33	0 多等 1 括	等 4 总面件		ド出時に常明 ※仏碑短が5							
я	口水炉工机	第4号要件		17末陸1曲位- 力をするそ(×v/ CV	· つ有以い?	LTTHAL.		
***	8条筆1項	第6号要件					全部を右	1. 莲野,	小学校		
27-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	NO SET		7		<u></u> V~ 1.	1/17€ TE	· ○、 Æ#]''	7 · 7 · 1X		
筆	8条第1項	第7号要件				ヒラル	する理	 由書を添付	(1		
91-	- 212217 1 294.	A-1 -7 BATT		2. C H (26P)	, , ,	- / _	, 2-1	14 ⁿ 13			
2. 申	請の際は、	第1号要件に	こ該当する場	場合は住所。	氏名、:	生年月	月日等を	確認できる	るもの、		
		号要件に該き									
		提示が必要									

 \mathcal{O} 則 公 布 \mathcal{O} 日 カュ ら 施 行 す る。

規附 は則 別記第4号様式

エコミニ フリーパス (通学用)

発行	亍番号	第	号	発行年月日	平成	年	月	日
1 '	用者用期限							
備	考			D設置及び管理に関す Oみ有効となります)	る条例施行規!	則第8条第	第1項第6	5号要件
	聖籠町循環バス			聖籠町	長			